富山市セーフ＆環境スマートモデル街区整備事業

基本協定書（案）

平成 28 年 1 月

目次

第１章 総則 **1**

第１条 （目的） 1

第２条 （事業提案書） 1

第３条 （当事者の義務） 1

第４条 （事業代表企業） 1

第５条 （本協定の有効期間） 2

第６条 （事業代表企業の契約上の地位） 2

第２章 本事業の実施 **3**

第７条 （事業の実施） 3

第８条 （設計業務実施体制） 3

第９条 （工事監理業務実施体制） 3

第 10 条 （建設業務実施体制） 3

第 11 条 （設計業務の実施） 4

第 12 条 （設計図書の著作権等） 4

第 13 条 （土地売買契約の締結） 4

第 14 条 （建物売買契約の締結） 5

第 15 条 （建物引渡し以前の売主の義務） 5

第 16 条 （建物の竣工と遅延） 5

第 17 条 （瑕疵担保） 6

第 18 条 （費用負担） 6

第 19 条 （独占禁止法に関する本協定の解除および賠償額の予定） 7

第 20 条 （契約等が締結できない場合の処理等） 7

第 21 条 （契約等の解除） 7

第 22 条 （契約等の中途解約） 8

第 23 条 （法令変更及び不可抗力に対する措置） 8

第３章 その他 **10**

第 24 条 （表明保証） 10

第 25 条 （連絡協議会の設置） 10

第 26 条 （モニタリングの実施） 10

第 27 条 （許認可の取得等） 10

第 28 条 （公共施設に供する土地の無償使用） 11

第 29 条 （公租公課） 11

第 30 条 （土壌汚染） 11

第 31 条 （地中障害物） 11

第 32 条 （近隣対策） 11

第 33 条　（施設建設に起因する周辺影響への対策）……11
第 34 条　（土地の分筆）……12
第 35 条　（秘密保持）……12
第 36 条　（本協定の変更）……12
第 37 条　（住所等の変更の届出）……12
第 38 条　（準拠法及び管轄裁判所）……12
第 39 条　（規定外事項）……12

富山市（以下「本市」という。）が行う富山市セーフ＆環境スマートモデル街区整備事業（以下「本事業」という。）に関して、本市と【　　】（以下「事業代表企業」という。）との間で、以下のとおり合意し、本基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、特に明示のない限り、本協定において用いられる用語の定義は、本事業に係る募集要項に定めるとおりとする。

第１章　総則

（目的）

第１条　本協定は、事業代表企業及びその他の構成企業が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）として決定したことを確認し、本市と事業代表企業との間で本事業の実施に係る双方の権利及び義務について必要な事項を定めるものとする。

（事業提案書）

第２条　事業者は、平成 28 年【　】月【　】日に提出された富山市セーフ＆環境スマートモデル街区整備事業事業提案書（以下「事業提案書」という。）」に基づいて本事業を実施するものとする。

２　事業者は、事業提案書を変更しようとするときは、あらかじめ書面により本市と協議し、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が軽微な変更であると認めた場合はこの限りではない。

３　本市は、必要があると認める場合、事業者に対して事業提案書の変更を要求することができるものとする。事業者は当該変更要求を受けた場合は、速やかにその内容を検討し、本市に対し検討結果を通知しなければならない。事業者は本市からの変更要求の内容に疑義がある場合には、本市に対して協議を申し入れることができるものとする。

（当事者の義務）

第３条　本市及び事業代表企業は、土地売買契約及び建物売買契約（以下「契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

２　事業代表企業は、本事業の遂行、契約等の締結のための協議において、募集要項、要求水準書、様式集、基本協定書（案）、土地売買仮契約書（案）、建物売買仮契約書（案）、これらに対する質疑回答及び事業提案書の内容（以下総称して「募集要項等」という。）を遵守し、並びに本事業の募集手続きにおける事業者検討会議の意見、指摘事項を尊重するものとする。ただし、本市が変更を認め、あるいは、指示をした場合を除く。

（事業代表企業）

第４条　本市は、事業者の代表として、事業代表企業とのみ契約を行う。

２　事業代表企業は、本協定締結に際し、応募グループ内の各構成企業からあらかじめ同意書（別記様式第１号）を得るものとする

３　事業代表企業は応募グループ内の各構成企業を適切に指導、調整し本事業の遂行に努めるものとする。

4　事業代表企業は応募グループ内の各構成企業の行う行為に連帯して責任を負うものとする。また、構成企業をもって民間施設の所有、許認可、設計、建設、工事監理、維持管理、運営を行わせる場合においても、本協定に定める事業代表企業の義務を負うものとする。

5　本市は関連のある応募グループ内の各構成企業全てに通知、連絡を行う必要はなく、事業代表企業にのみ通知、連絡することで足りるものとする。

（本協定の有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、契約等の履行が全て終了した日から 5 年後を終期とする。ただし、契約等の締結に至る可能性がないと本市及び事業代表企業が書面により合意した場合には、その合意の日までとする。ただし、本協定の有効期間の満了にかかわらず、第 12 条、第 20 条、第 35 条及び第 38 条の規定の効力は存続するものとする。

2　契約等が締結に至らなかった場合には、その締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第 12 条、第 20 条、第 35 条及び第 38 条の規定の効力は存続するものとする。

（事業代表企業の契約上の地位）

第６条　本市の事前の承諾がある場合を除き、事業代表企業は、本協定の契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供、その他の方法により処分できないものとする。

第２章　本事業の実施

（事業の実施）

第７条　本事業の骨子は事業者が公共施設の設計、建設・工事監理を行い、その後公共施設を本市が買受け、維持管理、運営を行うものとし、また、住宅街区等は、本市から事業代表企業に市有地を売却したうえで、事業者が設計、建設・工事監理、維持管理・運営を行うものである。

２　事業代表企業は、本協定締結後速やかに、事業の実施体制、事業スケジュール、計画図面、収支計画等の内容を含んだ事業計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

３　事業代表企業は、本事業に係る全ての管理責任を負うものとし、事業計画書に定める事業内容を、自己の責任においてその他の構成企業に実施させ、又は自ら実施しなければならない。

４　事業代表企業は、定期的にもしくは本市が求める場合、本事業の実施の状況に関し本市に報告するものとする。

（設計業務実施体制）

第８条　事業代表企業は、本協定の締結後速やかに、公共施設の設計業務の実施体制、詳細スケジュール、設計の重点管理項目等の内容を含んだ設計業務計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

２　事業代表企業は、公共施設、住宅街区等の設計の進捗状況及び公共施設、住宅街区等の設計内容に関して、定期的に本市に対して報告を行うものとする。

３　本市は、随時、本事業の全体配置図、公共施設、住宅街区等の設計図書や設計業務実施状況等の確認を行い、必要な協議を行うことができるものとする。

（工事監理業務実施体制）

第9条 事業代表企業は、建設工事着手前に、公共施設の工事監理業務の実施体制、詳細スケジュール、工事監理の重点管理項目等の内容を含んだ工事監理業務計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

２　事業代表企業は、公共施設、住宅街区等の工事監理の進捗状況及び公共施設、住宅街区等の工事監理内容に関して、定期的に本市に対して報告を行うものとする。

３　本市は、随時、公共施設、住宅街区等の工事監理業務実施状況等の確認を行い、必要な協議を行うことができるものとする。

（建設業務実施体制）

第10条　事業代表企業は、建設工事着手前に、公共施設の建設業務の実施体制、詳細スケジュール、品質管理及び安全管理の重点管理項目等の内容を含んだ、建設業務計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

２　事業代表企業は、公共施設、住宅街区等の建設工事の進捗状況に関して、定期的に本市に対して報告を行うものとする。

３　本市は、随時、建設業務実施状況等の確認を行い、必要な協議を行うことができるものとする。

（設計業務の実施）

第11条　事業代表企業は、設計業務計画書に記載するスケジュールに基づき、基本設計及び実施設計を行うものとする。

2　事業代表企業は、公共施設の基本設計及び実施設計が完成したそれぞれの段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を提出し、本市の承諾を得るものとする。

（設計図書の著作権等）

第12条　本市は、公共施設に関する設計図書、その他の公共施設の整備事業に関して本市の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）について、本事業の実施に必要な範囲で、無償で使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとする。また、本市が本事業に必要とされる情報の公開に関して住宅街区等の設計図書等の使用を求めた場合、事業代表企業はこれに協力するものとする。

2　事業代表企業は、公共施設の設計図書に関し、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1)　設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2)　設計図書等又は公共施設の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りではない）。

(3)　設計図書等の複製、頒布、展示、改変、及び翻案をすること。

(4)　公共施設に事業代表企業又は著作権者の実名又は変名を表示すること、その他事業代表企業及び構成企業、又は著作権者を特定できる表示をすること。

3　事業代表企業は、本市による設計図書等の使用により、第三者の有する著作権及び著作者人格権の侵害が生じないよう必要な措置をとるものとする。

4　事業代表企業は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害したため、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業代表企業がその合理的な範囲の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

5　事業代表企業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、事業代表企業が負うものとする。

（土地売買契約の締結）

第13条　本市及び事業代表企業は、本協定締結後、平成 28 年 5 月中旬を目途に、募集要項等において本市及び事業代表企業が提示した条件及び事業提案書の内容に基づき、土地売買仮契約を締結するものとする。なお、土地売買仮契約は議会の議決を経て本契約となるものとする。

2　本条第 1 項に基づく土地売買契約は、本市の議会の議決を得たときに効力を生じるものとする。

3　本条第 1 項に基づく土地売買契約金額は、事業代表企業が本市に平成 28 年【　】月【　】日に提出した提案書の価格提案書に記載されたものとする。

（建物売買契約の締結）

第14条　本市及び事業代表企業は、平成 28 年 11 月中旬を目途に、募集要項等において本市が提示した条件、事業提案書及び実施設計図書の内容に基づき、建物売買仮契約を締結するものとする。建物売買仮契約に記載する代金額（以下「建物売買契約金額」という。）は、事業代表企業が本市に平成 28 年【　】月【　】日に提出した価格提案書に記載の金額とする。なお、建物売買仮契約は、本市の議会の議決を経て本契約になるものとし、効力を生じるものとする。

2　本条第 1 項に基づく建物売買契約の履行期間は本市の議会の議決を得た日の翌日〔この日が富山市の休日を定める条例（平成 17 年富山市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、この日後においてこの日に最も近い休日以外の日〕から平成 29 年 12 月 31 日までとする。

3　本市は必要があると認める場合、事業代表企業に対して設計変更を要求することができるものとする。事業代表企業は当該変更要求を受けた場合は、速やかにその内容を検討し、本市に対し検討結果を通知しなければならない。事業代表企業は本市からの変更要求の内容に疑義がある場合には、本市に対して協議を申し入れることができるものとする。

4　前項に定める本市からの設計変更により、価格提案書に記載の金額を変更する必要が生じた場合は、直ちに本市と協議し、双方合意のうえ建物売買契約金額を確定するものとする。

5　本市又は事業代表企業は、事業提案書提出時から建設工事着工時点までに、急激な物価変動がみられた場合、相手方に対して建物売買契約金額の変更を請求することができる。なお、建物売買契約金額の改定方法は建物売買契約書に定める。

（建物引渡し以前の売主の義務）

第15条　事業代表企業は、建物売買契約に基づく引渡日までに公共施設を完成し、建物売買契約上の事業代表企業の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得、申請及び届出の手続きを行うものとする。

2　事業代表企業は、建物売買契約に基づく引渡日までに、その責任と費用負担において、本事業について必要なすべての手続（社内手続及び政府機関の承認、同意又は届出を含む。）を完了しなければならない。

3　事業代表企業は、本協定締結日以降、公共施設の設計、仕様その他の変更をしようとするときは、事前に本市の承諾を得るものとする。

4　民間施設の大規模な設計変更及び用途変更並びに予定テナントの変更を行なう場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

（建物の竣工と遅延）

第16条　公共施設の事業代表企業から本市への引渡日（以下「引渡日」という）は、平成 29 年 12 月 31 日までとし、事業代表企業は公共施設竣工の 30 日前に引渡日を本市に通知するものとする。

2　事業代表企業は、不可抗力その他真にやむを得ない理由により、前項に定める引渡日の変更を必要とするときにかぎり、事前にその理由を付した書面をもって本市の承諾を得なければならない。

3　事業代表企業が自らの責めに帰すべき事由により引渡日までに引渡すことができない場合においては、本市は、遅延損害金の支払を事業代表企業に請求することができる。なお、遅延損害金は、建物売買契約金額につき、履行期間満了の日の翌日から引渡日までの日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合による金額を日割り計算した額とし、事業代表企業は本市に支払うものとする。

（瑕疵担保）

第17条　事業代表企業は、公共施設の瑕疵（建物売買契約に基づく引渡日までに本市に開示され、本市が承諾したものを除く。）を原因として本市に生じた損害及び費用について引渡日から 2 年間これを賠償する責任を負うものとする。

2　前項にかかわらず、本市は公共施設の引渡日から 10 年間、 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第 5 条に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分に瑕疵があるときは、事業代表企業に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。

3　本条に関し、商法第 526 条（明治 32 年法律第 48 号）は適用しないものとする。

（費用負担）

第18条　本市と事業代表企業は以下のとおりに従い費用を負担するものとする。

(1)　本市の費用負担

1)　公共施設の整備費（以下の費用を含む）

①　公共施設の設計費

②　公共施設の建設費

③　公共施設の工事監理費

④　公共施設の各種申請及び登記に係る費用

2)　公共施設（道路・駐車場・駐輪場等の外構（住宅街区内道路を含む））の維持管理費

3)　公共施設運営費（光熱水費含む）

4)　公共施設に係る什器・備品費（調達）

(2)　事業代表企業の費用負担

1)　設計・建設に関する費用（公共側費用負担部分を除く）

①　住宅街区等の設計費

②　住宅街区等の建設費

③　住宅街区等の工事監理費

④　住宅街区等の各種申請及び登記に係る費用

2)　住宅街区等の維持管理費

3)　住宅販売に係る費用

4)　民間施設運営費（光熱水費含む）

5)　土地売買代金

6)　土地の所有権登記に係る費用

7)　施設及び土地所有に係る公租公課

8)　保険料

(独占禁止法に関する本協定の解除および賠償額の予定)

第19条　本事業における契約等の締結前に、事業代表企業及び構成企業のいずれかが、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当した場合、本市は、事業代表企業との間で契約等を締結しないことができるものとし、事業代表企業は本市に次項に示す違約金を支払うものとする。なお、契約等を締結後に、事業代表企業及び構成企業のいずれかが、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当した場合、本市は、事業代表企業との間で締結した契約等を解除できるものとし、事業代表企業は本市に次項に示す違約金を支払うものとする。

(1)　事業代表企業又は構成企業のいずれかが、本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 章第 2 節に規定する手続きに従って、同法第 7 条、第 8 条の 2、第 17 条の 2、又は第 20 条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　事業代表企業又は構成企業のいずれかが、本事業に関して、独占禁止法第 8 章第 2 節に規定する手続きに従って、同法第 7 条の 2、第 8 条の 3、又は第 20 条の 2～6 のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3)　事業代表企業又は構成企業（契約者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

2　前項の各号のいずれかに該当した場合、事業代表企業は、本市の請求に基づき、建物売買契約金額の合計額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、本市の指定する期間内に本市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより本市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業代表企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(契約等が締結できない場合の処理等)

第20条　本市及び事業代表企業のいずれの責にも帰さない事由により、本市と事業代表企業の間で契約等の締結に至らなかった場合、本市及び事業代表企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(契約等の解除)

第21条　本市、事業代表企業のいずれか一方が本協定に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいつでも契約等を解除することができ、本協定に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本協定締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

(契約等の中途解約)

第22条　建物売買契約の期間中に本市もしくは事業代表企業が、真にやむを得ない理由により中途解約する場合は、6ヵ月前までに相手方に対し書面で申し入れるものとする。

2　事業代表企業が中途解約する場合は以下に定める事項に従うものとする。

①　事業代表企業は自己の費用をもって建物売買契約部分の建物・土地を契約締結時点での原状に復して本市に返還するものとする。

②　事業代表企業は建物売買契約金額の合計額の100分の10に相当する額を違約金として、本市の指定する期間内に本市に支払うものとする。

③　事業代表企業が建物売買契約部分の建物・土地の返還を遅延した場合には、本市及び事業代表企業が合意した建物売買契約部分の建物・土地の返還予定日から返還が完了する日までの日数に応じ、前項に定める違約金の年5.0パーセントの割合で計算した金額を遅延損害賠償金として、事業代表企業は本市に支払うものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

④　本市に損害が発生した場合は、違約金とは別に本市が被った損害のうち合理的な範囲を事業代表企業は賠償するものとする。

3　本市が中途解約する場合は以下に定める事項に従うものとする。

①　事業代表企業は本市の費用をもって建物売買契約部分の建物・土地を契約締結時点での原状に復して本市に返還するものとする。

②　事業代表企業に損害が発生した場合は、事業代表企業が被った損害のうち合理的な範囲を本市は賠償するものとする。

(法令変更及び不可抗力に対する措置)

第23条　本市及び事業代表企業は、法令変更もしくは不可抗力により本協定に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本協定に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は法令変更もしくは不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2　本市及び事業代表企業は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用の発生又は引渡日の遅延が予想される場合にあっては、事業代表企業が当該増加費用の額又は遅延期間を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について本市と協議しなければならない。

3　本市及び事業代表企業は、法令変更もしくは不可抗力により引渡日の遅延が見込まれる場合は、本市及び事業代表企業の協議により、引渡日を変更できるものとする。

4　本市及び事業代表企業は法令変更もしくは天災地変等の不可抗力により本協定の有効期間中に発生した追加費用及び損害額については以下に定めるとおりとする。

① 法令変更もしくは不可抗力による公共施設に関する調査業務、設計業務、許認可に関する事項、建設工事の追加費用及び損害額については、建物売買契約金額の 100 分の 1 の相当額に至るまでは事業代表企業がこれを負担し、100 分の 1 を超える額については本市が負担する。

② 上記①の追加費用及び損害額には、公共施設の工事の遅延又は中断、建物売買契約解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

③ 数次にわたる法令変更もしくは不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額の累計額が建物売買契約金額の 100 分の 1 の相当額を上回った場合は、建物売買契約金額の 100 分の 1 の相当額に至るまでは事業代表企業がこれを負担し、100 分の 1 を超える額については本市が負担する。

④ 事業代表企業が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき事業代表企業が負担すべき金額を超過する額につき本市が負担する金額から控除する。

⑤ 住宅街区等に関し、法令変更もしくは不可抗力により調査業務、設計業務、許認可に関する事項、建設工事の追加費用及び損害が発生した場合は、事業代表企業がこれを負担するものとする。

第３章　その他

（表明保証）

第24条　事業代表企業及び構成企業は、本事業の募集要項等に係る要件を本協定締結時においてすべて満たしていることを表明し保証する。

（連絡協議会の設置）

第25条　本市及び事業代表企業は、本協定締結後、本事業を円滑に実施するため、本市、事業代表企業及び構成企業を構成員とする「連絡協議会」を設置し、定期的に開催・協議するものとする。

（モニタリングの実施）

第26条　本市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本市の要求サービス水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行うものとする。

２　本市は、本事業の実施状況に関し、随時、設計図書や建設工事等の進捗、維持管理・運営の状況、財務内容等の確認を行うことができるとともに、事業代表企業と必要な協議を行うことができるものとする。

３　本市は、モニタリングを実施した結果、事業者の責めに帰する事由により各業務等が要求水準を達成することができないことが明らかな場合は、改善勧告、改善・復旧計画書の提出要求を行うことができる。再度の改善勧告に対して事業者が定められた対応をしない場合には、本市は契約等を解除することができるものとする。

（許認可の取得等）

第27条　事業代表企業が本協定に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、事業代表企業が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、事業代表企業が本協定に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出は、事業代表企業がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、本市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、本市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について事業代表企業の協力を求めた場合には、事業代表企業はこれに応じるものとする。

２　事業代表企業は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が本市の責に帰すべき事由による場合には、本市がその責任及び損害を負担するものとする。なお、当該損害額の範囲及び金額については、本市及び事業代表企業の間で協議するものとする。

３　本市は、事業代表企業による許認可の取得について、事業代表企業が本市に対して書面により要請した場合、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

４　事業代表企業は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、随時本市に提出するものとする。

5　事業代表企業は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、本市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを本市に提出するものとする。

（公共施設に供する土地の無償使用）

第28条　事業代表企業は、建設工事着手日をもって、公共施設の引渡日までの期間、建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、本市が所有する公共施設に供する土地を無償で使用することができる。建設期間中の公共施設に供する土地の管理は、事業代表企業が善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

（公租公課）

第29条　民間施設に係る公租公課は事業代表企業が負担するものとする。

（土壌汚染）

第30条　本事業の土地は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条及び第 11 条に規定する「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に該当していないが、引渡日までに土壌汚染が発覚した場合は本市の費用負担により対応するものとする。

（地中障害物）

第31条　本事業の土地に通常想定される規模の埋設配管等が存在した場合、事業代表企業が撤去等の対策を講じることとするが、通常想定されない地中障害物が発見された場合は、本市の費用負担により事業代表企業がこれを撤去するものとする。

2　地中障害物の有無等を確認するために事業代表企業が調査を実施する場合、その調査に要する費用は、原則として全て事業代表企業が負担することとする。

3　埋蔵文化財の発見に伴う調査等により、工事着工の遅延による費用増大や文化財保護のための計画変更、事業の中止等が発生した場合は別途協議するものとする。

（近隣対策）

第32条　本事業の工事ならびに民間施設の運営において、近隣住民等への周知、説明対応等については、事業代表企業が誠意をもって行い、紛争等が生じた場合も事業代表企業の責任と費用負担において対応するものとする。

（施設建設に起因する周辺影響への対策）

第33条　公共施設、住宅街区等の工事に関する騒音、振動、悪臭、また電波障害に関する対策全てを事業代表企業の責任と費用負担において行うものとする。

2　公共施設の維持管理、運営に伴う騒音、振動、悪臭等に関しては本市が、民間施設の維持管理、運営に伴う騒音、振動、悪臭等については事業代表企業が、それぞれの責任と費用負担で対応するものとする。

（土地の分筆）

第34条　本市は、公共施設に供する土地（道路拡幅工事に伴う敷地境界部分を除く）と、それ以外の土地について、土地の分筆を行うために必要な測量、図面及び書類の作成を行うとともに土地の分筆登記を行う。

（秘密保持）

第35条　本市及び事業代表企業は、本事業において知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報を、自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う者、事業代表企業に対して融資を行う金融機関、若しくは構成企業以外の第三者に漏らし、又は本事業の遂行以外の目的に使用してはならない。なお、事業代表企業は、本事業を行うため個人情報を取り扱う場合は、法令に従うほか、本市の定める諸規定を遵守するものとする。

2　本市又は事業代表企業が、本事業において知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報を第三者に開示する場合には、相手方の同意を得た上で、その者に前項の規定と同様の守秘義務を負わせるべく、本市又は事業代表企業は、必要な措置を講じるものとする。

3　前2項の秘密保持義務の対象となる秘密には、本事業において知り得る前に既に知っていたもの及び公知であったもの、本事業において知り得た後に自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、及び法令に基づいて開示されたものは含まない。

4　事業代表企業は秘密保持に関して構成企業に事業代表企業と同等の責務を負わせ、前3項の規定を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。

（本協定の変更）

第36条　本協定の規定は、本市及び事業代表企業の書面による合意によらなければ変更することはできない。

（住所等の変更の届出）

第37条　事業代表企業は、名称、住所及び連絡先に変更があったときは速やかに、本市に届け出るものとする。

2　事業代表企業に合併等があった場合、事業代表企業の地位を継承する者について前項の規定を準用するものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第38条　本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は富山地方裁判所とする。

（規定外事項）

第39条　本協定に定めのない事項については、必要に応じて本市と事業代表企業が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を 2 通作成し、本市及び事業代表企業が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成　　年　　月　　日

富山市　　富山市新桜町 7 番 38 号
富山市長　　森　雅志

事業代表企業【　　住　　所　　】
【　　事業代表企業　　】
【　　代表者職氏名　　】

別記様式第１号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

同　意　書

当社は、富山市が実施する富山市セーフ＆環境スマートモデル街区整備事業に係る募集要項等の富山市が定める事項を十分理解した上で、以下に示す事業代表企業が行う末尾記載の行為に関して同意し、当社も必要な責任と負担を負うことを保証します。

構成企業（当社）
所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

事業代表企業
所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

同意事項

富山市セーフ＆環境スマートモデル街区整備事業に関する次の①～⑥の手続及びその関連手続

①応募手続
②富山市への質問
③富山市への説明
④基本協定の締結
⑤土地売買契約の締結
⑥建物売買契約の締結